

キュービクル式変電設備等の基準（昭和50年東京消防庁告示第11号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号。以下「条例」という。）第11条第4項（条例第8条の3第1項及び第3項並びに第12条第2項の規定において準用する場合を含む。）及び第13条第6項の規定に基づくキュービクル式の変電設備、発電設備及び蓄電池設備（以下「キュービクル式変電設備等」という。）について条例で定める位置、構造及び管理の基準によらなくとも火災予防上支障ないものとして、消防総監が認める基準は、次のとおりとする。</p> <p>1 [略]</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p>(3) <u>コンクリート又はこれと同等以上の不燃性の材料で造った堅固な床、壁、柱等又は地盤面上に設けること。</u></p> <p>[(4) 略]</p> <p>2 [略]</p> <p>[(1) 略]</p> <p>[ア 略]</p> <p>イ キュービクル式の変電設備の外箱の構造は、次によること。</p> <p>(ア) <u>外箱の材料は鋼板とし、その板厚は屋外用のものにあっては、2.3ミリメートル（コンクリート造又はこれと同等以上の耐火性能を有する床に設置するものの床面部分にあっては、1.6ミリメートル。）以上、屋内用のものにあっては、1.6ミリメートル以上又はこれと同等以上の防火性能を有するものであること。</u></p>	<p>[同左]</p> <p>1 [同左]</p> <p>[(1)・(2) 同左]</p> <p>(3) <u>コンクリート等不燃性の材料で造った堅固な床、壁、柱等又は地盤面上に設けること。</u></p> <p>[(4) 同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>[(1) 同左]</p> <p>[ア 同左]</p> <p>イ [同左]</p> <p>(ア) <u>外箱（コンクリート造又はこれと同等以上の耐火性能を有する床に設置するものの床面部分を除く。）の材料は鋼板とし、その板厚は屋外用のものにあっては、2.3ミリメートル以上、屋内用のものにあっては、1.6ミリメートル以上又はこれと同等以上の防火性能を有するものであること。</u></p>

(イ) 外箱の開口部（ウに掲げるものに係る部分を除く。）には、特定防火設備（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第1項に規定する特定防火設備をいう。以下同じ。）である防火戸（条例第3条第1項第12号の2に規定する防火戸をいう。以下同じ。）が設けられていること。ただし、計器用のぞき窓を有するものにあつては、当該部分を防火戸とすることができる。

[ウ～オ] 略]

ウ キュービクル式の変電設備の内部の構造は、次によること。

[ア] 略]

(イ) 機器及び配線は、外箱の底面から10センチメートル以上の位置に収納され、かつ、充電部は底面から15センチメートル以上の位置に取り付けられていること。ただし、これと同等以上の防水措置が講じられている場合は、この限りでない。

なお、コンクリート又はこれと同等以上の不燃性の材料で造った堅固な基礎、架台等に外箱を設けた場合にあつては、基礎、架台等の高さを加算することができる。

[エ] 略]

[(2)] 略]

ア キュービクル式の内燃機関を原動力とする発電設備

[ア] 略]

(イ) 外箱の構造は、次によること。

a 外箱の材料は鋼板とし、その板厚は屋外用のものにあつては2.3ミリメートル以上、屋内用のものにあつて

(イ) 外箱の開口部（ウに掲げるものに係る部分を除く。）には、特定防火設備（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第1項に規定する特定防火設備をいう。）である防火戸（条例第3条第1項第12号の2に規定する防火戸をいう。以下同じ。）が設けられていること。ただし、計器用のぞき窓を有するものにあつては、当該部分を防火戸とすることができる。

[ウ～オ] 同左]

ウ [同左]

[ア] 同左]

(イ) 機器及び配線は、外箱の底面から10センチメートル以上の位置に収納され、かつ、充電部は底面から15センチメートル以上の位置に取り付けられていること。ただし、これと同等以上の防水措置が講じられている場合は、この限りでない。

[エ] 同左]

[(2)] 同左]

ア [同左]

[ア] 同左]

(イ) 外箱の構造は、(1)、イ(ウを除く。)に準ずるほか次によること。

[新設]

は1.6ミリメートル以上又はこれと同等以上の防火性能を有するものであること。

b 外箱の開口部（eに掲げるものに係る部分を除く。）には、特定防火設備である防火戸が設けられていること。ただし、計器用のぞき窓を有するものにあつては、当該部分を防火戸とすることができる。

c 外箱からの電線の引出し口は、金属管又は金属製可とう電線管（2種金属製可とう電線管に限る。）を容易に接続できるものであること。

d 外箱には直径10ミリメートル以上の丸棒が入るような穴又は隙間がないこと。

e・f [略]

[ウ・エ] 略]

イ キュービクル式の燃料電池発電設備

[ア] 略]

(イ) 外箱の構造は、ア、イ（e及びfを除く。）に準ずるほか次によること。

[a・b 略]

[ウ・エ] 略]

(3) キュービクル式の蓄電池設備

[ア] 略]

イ キュービクル式の蓄電池設備の外箱の構造は、(2)、ア、イ（e及びfを除く。）に準ずるほか、外箱には次に掲げるもの（屋外に設けるものにあつては、雨水等の浸入防止措置が講じられているものに限る。）以外のものが外部に露出して設けられていないこと。

[ア～キ] 略]

[新設]

[新設]

[新設]

a・b [同左]

[ウ・エ] 同左]

イ [同左]

[ア] 同左]

(イ) 外箱の構造は、(1)、イ（ウを除く。）に準ずるほか次によること。

[a・b 同左]

[ウ・エ] 同左]

(3) [同左]

[ア] 同左]

イ キュービクル式の蓄電池設備の外箱の構造は、(1)、イ（ウを除く。）に準ずるほか、外箱には次に掲げるもの（屋外に設けるものにあつては、雨水等の浸入防止措置が講じられているものに限る。）以外のものが外部に露出して設けられていないこと。

[ア～キ] 同左]

[ウ～オ 略]

[3 略]

[ウ～オ 同左]

[3 同左]